

資 料 提 供

平成 28 年 1 月 25 日  
課 名 建設産業課  
担当者名 西原  
内線電話 3822  
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 28 年 1 月 25 日に、建設業法に基づき建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	広島ガラス建材トーヨー住器株式会社	代表者氏名	林 靖治
主たる営業所の所在地	広島市安佐南区緑井二丁目 29-20		
許可番号	広島県知事許可 (般-27) 第 2105 号		
許可を受けている建設業の種類	ガ, 具		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 28 年 1 月 25 日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
<b>処分の内容</b> 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示  (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、労働安全衛生法及び関係法令を遵守すること。  (2) 前記に基づき講じた措置について、平成 28 年 2 月 24 日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>広島ガラス建材トーヨー住器株式会社及び同社の役員は、平成 26 年 8 月 27 日に広島市内の個人住宅新築工事の現場で自社労働者が 2 階からの転落により負傷し 4 日以上休業したにもかかわらず、所轄労働基準監督署長への労働者死傷病報告書の提出を怠り、可部簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金 20 万円の略式命令を受け、平成 27 年 10 月 3 日にその刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。</p>			